

自己負担金無料！
健やかな生活を送るために

後期高齢者健診を 受診しましょう

後期高齢者健康診査は、後期高齢者医療の被保険者の方を対象とした健康診査です。この健康診査では、血液や尿検査などを実施しており、皆さんの健康状況を知る良い機会となっています。生活習慣病などが発見された場合は、早期に、適切な治療を受けることで、病気が重症化することを予防することができます。



■申し込みは不要です

これまででは、健康診査を受診するためには、事前に申し込みをいただく必要がありましたが、平成26年3月31日時点で、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、健康診査の対象となる方については、申し込みをいただかなくても、6月頃に受診券をお送りします。

届いた受診券と同封してある問診票、被保険者証をお持ちになって、後期高齢者健康診査実施医療機関にお越しいただくと、健診を受けることができます。

■申し込みが必要な方

4月1日以降に、新たに被保険者になられた方は、受診券が送付されませんので、申し込みが必要となります。

■対象とならない方

後期高齢者医療の被保険者の方でも、次の条件に当てはまる方は、健診と同様の検査を病院などで既に受けているため、健康診査の対象外としています。

- ①生活習慣病で病院や診療所を受診されている方
- ②6カ月以上継続して入院されている方
- ③介護施設や障害者施設に入所されている方
- ④事業主健診を受診されている方など

■問い合わせ先

市民保険課保険班 ☎53-3115

保険料の軽減措置

世帯の所得に応じて、次のように軽減されます。同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定していない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、税務課まで、所得申告をお願いします。

◆均等割額の軽減

今年度から、2割・5割軽減の対象者の範囲が広がります。世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。

※公的年金収入の場合、公的年金等にかかる雑所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、同一世帯内の被保険者全員の各種所得が、必要経費(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる場合。	9割	5,179円
33万円以下	8.5割	7,768円
33万円+(24.5万円×被保険者数)以下	5割	25,896円
33万円+(45万円×世帯の被保険者数)以下	2割	41,434円

◆所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等の状況により、軽減を判定します。

被保険者の所得	軽減割合
保険料賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下。年金収入のみの場合は、収入額が153万円以上、211万円以下。	5割

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ、共済組合、船員保険等)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

後期高齢者医療制度の

新しい保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されます。今回平成26年度・27年度の保険料率が決まりましたので、お知らせします。

■問い合わせ先 高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088-821-4526
市民保険課保険班 ☎53-3115

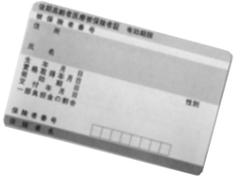


図1) 後期高齢者医療保険料率

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割	51,793円	51,793円
所得割	10.35%	10.35%

据え置き

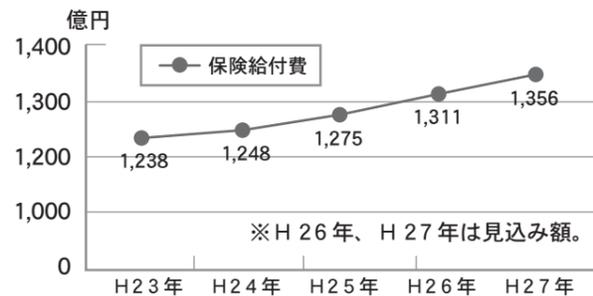
図2) 1人あたりの保険料の計算方法

年間保険料 = 均等割額 + 所得割額

年間保険料の上限 = 57万円 (2万円増額)
均等割額 = 51,793円
所得割額 = 賦課基準額 × 10.35%

賦課基準額とは、総所得金額(公的年金等控除や給与所得控除、事業所得の経費を控除した額)、山林所得金額、土地等の譲渡にかかる所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額です。

図3) 高知県内の保険給付費の動向



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は平成20年4月から始まった制度で、75歳以上の方が対象となります(65歳以上75歳未満で一定以上の障害がある方で、申請を行い広域連合で認定を受けられた方を含む)。

この制度の財政運営は、高知県内の全市町村

増え続ける医療費
持続可能な運営を目指します

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまの医療費の支払いなどに必要な費用(保険給付費)は、約5割を国・県・市町村による公費で、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金で負担しており、残りの約1割が被保険者の皆さま方に、保険料としてご負担していただくようになっていきます。

間についても増加すると見込まれますが、さまざまな保険料率の上昇抑制策を行い、保険料率は据え置きとなり(図1)です。ただし、中間所得者層の負担軽減を図るため、年間保険料の上限額が、今年度から55万円から57万円に変更となります。ご理解をお願いします。

額と所得に応じて負担していただく所得割額を合計して、被保険者ごとに算出します(図2)。

なお、保険料は算出した額の1円未満を切り捨てとされていますが、今年度から100円未満を切り捨てとします。

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料決定通知書等でご確認ください。

が加入している高知県後期高齢者医療広域連合が行います。業務面では広域連合と市町村が役割を分担し、広域連合は保険料の賦課や被保険者資格管理・医療給付を行い、市町村は保険料の徴収および各種申請や届け出などの窓口業務を行います。